

3 監 査 第 2 2 号
令 和 3 年 4 月 2 7 日

請 求 人 (略)

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和3年3月10日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年3月10日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県（以下「県」という。）の特別職非常勤職員である顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）2名、総務局総務部法務文書課長始め法務文書課関係職員及び人事局人事課長始め人事課関係職員（以下「法務文書課等の職員」という。）

2 請求の対象となる財務会計行為

顧問弁護士2名は、その職務として法務相談を行った事案について、後日、訴訟提起された際に、それぞれが法務相談を行った事案の訴訟代理人弁護士として県から委任を受けているが、これは、弁護士法（昭和24年法律第205号）第25条第4号に該当する違法な契約である。

3 上記の行為が違法・不当である理由

顧問弁護士2名及び法務文書課等の職員は、弁護士法に違反する違法な契約を結び、これを看過してきた。

4 請求する措置

- (1) 顧問弁護士2名を訴訟代理人とする委任を直ちに解任すべきである。
- (2) 顧問弁護士2名を直ちに解職すべきである。
- (3) 法務文書課等の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条の「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び愛知県職員服務規程（昭和39年愛知県訓令第28号）第3条の「サービスの原則」に違反する行為を長期にわたり行ってきたので、懲戒すべきである。
- (4) 顧問弁護士2名は、違法な訴訟代理人の委任が行われた期間の報酬を、また、法務文書課等の職員は、当該期間の給与をそれぞれ県に返還すべきである。
- (5) 顧問弁護士2名及び法務文書課等の職員は、本件住民監査請求により必要となる委任の取消や顧問弁護士の変更に伴う事務手続きに係る費用を県に支払うべきである。
- (6) 弁護士法に違反する契約について、全庁的に調査し、是正すべきである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい

う。)第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

したがって、住民監査請求においては、単なる個人的な見解を述べるだけでは足りず、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

この点、請求人の主張を要約すれば、「顧問弁護士 2 名は、法務相談を受けた事案につき訴訟代理人を委任されていることは、弁護士法第 25 条第 4 号に違反するものである。よって、顧問弁護士 2 名は、違法に訴訟代理人を委任された期間の報酬を県に返還する、あるいは法務文書課等の職員は、違法に訴訟代理人を委任した期間の給与をそれぞれ県に返還するなどの措置を講ずべきである。」というものである。なるほど同号では、弁護士は公務員として職務上取り扱った事件については、その職務を行ってはならない旨が規定されており、顧問弁護士 2 名は、本件訴訟で弁護士としての県の委任を受けて訴訟行為をすることは、形式的には一見禁止されているように見える。

しかし、弁護士法第 25 条の立法趣旨は、弁護士が公務員として職務上取り扱った事件について弁護士として受任し、その職務を執行することにより公正らしさを失い、又は弁護士としての品位を汚す行為に出ることを防止することにある。本件では、顧問弁護士 2 名が、愛知県顧問弁護士設置要綱に基づき県からの相談に応じ意見や助言をした後、当該案件について、県を訴えたり、あるいは県から訴えられた当事者側の訴訟代理人となったりするのであればともかく、県の立場から訴訟代理人として訴訟活動をすることは、同条の立法趣旨に何ら反するものではない。

したがって、「法務相談を受けた事案につき訴訟代理人に委任されていることは弁護士法に違反する」との請求人の主張は失当であり、弁護士法に関する単なる個人的な見解を述べているにすぎないことから、財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を摘示しているとは認められず、その余を審査するまでもない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。